

五監公告第22号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成24年12月27日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
平 井 敏 弘

1. 監査の種類

定期監査

2. 監査の対象課

商工観光課

3. 監査の範囲

平成24年度の財務に関する事務の執行

4. 監査の実施期間

平成24年11月28日～平成24年12月26日

5. 監査の方法

財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうか、及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行うとともに、現地に出向いて調査した。

6. 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね良好に執行されているが、一部において、不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い、改善又は検討を要望した。

当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

- ① 行政財産目的外使用料条例による使用料の歳入調定で、調定遅延が見受けられた。また許可手数料の調定で未調定の事案が見受けられた。今後、会計事務規則に基づく適正な事務処理に努められたい。

- ② さくらんど温泉(指定管理者)にテレホンカードの販売を依頼し、公金を収納しているが、私人に公金を取り扱わせるには、公金徴収又は収納の委託をしなければ、公金の取扱いは出来ないこととされている。今後、法令を順守し適正な事務処理に努められたい。